

議案第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月20日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、職員の地域手当の支給割合を改定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「、「100分の10.0」」を「「100分の10.0」とし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは「100分の11.0」」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(議案第7号) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 (略) (地域手当に関する経過措置)</p> <p>5 改正後の第7条の2第2項の適用については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは「<u>100分の10.0</u>」とし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは「<u>100分の11.0</u>」とする。</p>	<p>附 則 1～4 (略) (地域手当に関する経過措置)</p> <p>5 改正後の第7条の2第2項の適用については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは、「<u>100分の10.0</u>」とする。</p>